

2026 年 10 月 14 日 全 12 頁

飲食料品消費税率引下げによる 事業者への影響

税制や予算の特例により事業者への影響を抑える方針

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 政府は、2026 年 9 月 15 日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下、消費税大綱）を閣議決定した。本レポートでは消費税大綱のうち、飲食料品の消費税率の改正に伴う事業者への影響を分析した。
- 飲食料品に係る消費税率の改正は、飲食料品の仕入や販売を行う、飲食料品小売店、農林漁業者、外食店などに特に大きな影響を及ぼす。その影響は、事業者にとってプラス・マイナスの両面があるが、消費税大綱ではマイナスの影響につき税制や予算の特例を設けることで対応する方針が示されている。
- 飲食料品の消費税率引下げ後に外食の割高感が強まり、外食店の需要の減少が見込まれることに対しては、生産性向上やテイクアウト等の多角化に向けた支援や資金繰り支援等を行うこととしている。消費税率の引下げ直後に農林漁業者に生じる当面の資金繰り悪化に対する支援等も行うこととしている。
- 簡易課税事業者・免税事業者は、消費税率引下げに伴い利益へマイナスの影響が生じることがあり、特に農林漁業者でマイナスの影響が大きい。これに対し、消費税大綱では、本則課税事業者（仕入税額と売上税額を正確に申告納税する事業者）に移行する際の税理士費用等の支援などを行うほか、特に影響の大きい農林漁業者に対しては個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入するとしている。

[レポートの構成]

1. 消費税大綱の全体像と今後の見通し
2. 消費税率引下げと事業者への影響概要
3. 簡易課税事業者への影響
4. 免税事業者への影響

1. 消費税大綱の全体像と今後の見通し

政府は、2026 年 9 月 15 日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下、消費税大綱）を閣議決定し、この消費税大綱をもとに法案を作成し、2026 年 10 月 9 日に衆議院に提出した。

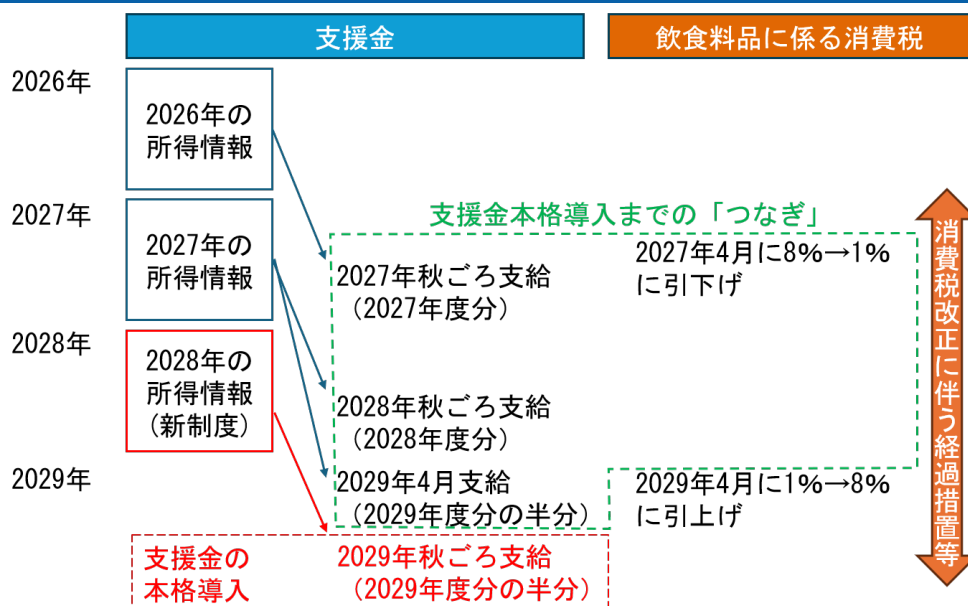
年度改正とは異なるタイミングで決定された税制改正大綱は、2012 年 2 月に野田佳彦内閣（当時）の下で消費税率 15%から 10%への引上げ方針を決定した、「社会保障・税一体改革大綱」以来となる。政府は法案成立を目指すが、参議院では与党が過半数に満たないため、税制改正法の成立に向けては野党の協力が必要な状況である。

就業者負担軽減支援金（以下、支援金）とは、中低所得の就業者の税・社会保険料の純負担率を調整するために現金給付をする制度であり、税額控除を行うわけではないが、消費税大綱では「本格的な『給付付き税額控除』を導入する第一歩」（p. 1）と位置付けている。

消費税大綱では、支援金を 2029 年度に本格導入することとし、それまでの「つなぎ」として、「2 年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税 1%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせを行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする」（p. 1）としている。

消費税大綱に示された支援金と飲食料品消費税率引下げについての関係を整理したものが図表 1 である。

図表 1 消費税大綱に示された支援金と飲食料品消費税率引下げの関係



（出所）消費税大綱をもとに大和総研作成

¹ 本レポートでの消費税率は、すべて地方消費税率分を含んだ税率とする。

支援金の支給に当たっては、地方自治体を持つ住民の所得情報が必要となる。ある年の所得情報は翌年 6 月に確定するため、その情報をもとに翌年の秋ごろに支給される支援金に反映される仕組みである。したがって、2027 年度の支援金の給付はその前年の 2026 年の所得情報に基づいて行われる。

支援金の本格導入に当たり現時点では不足する情報もあるため、一定の制度改正を行った上で、2028 年の所得情報をもとにした 2029 年秋ごろの給付から支援金の本格導入が行われる。

飲食料品に係る消費税率は 2029 年 4 月に 1%から 8%に引き上げられるため、「令和 11 年度以降の支援金に円滑に接続するため」（消費税大綱 p. 10）、2029 年度分の支援金は、半分を 2027 年の所得情報をもとに 2029 年 4 月に、残り半分を 2028 年の所得情報をもとに 2029 年秋ごろに支給することとされた。

飲食料品に係る消費税率の改正は、飲食料品の仕入や販売を行う、飲食料品小売店、外食店、農林漁業者などに特に大きな影響を及ぼす。その影響は、事業者にとってプラスであるものもマイナスであるものもあるが、消費税大綱では、マイナスの影響が生じるものにつき、税制や予算の特例を設けることで対応する方針が示されている。

事業者への影響に一定の配慮は見られるものの、財政負担は、消費税率引下げそのものによる税収の減少のほかに、特例分が追加で生じることとなる²。

財源については、「令和 9 年度及び令和 10 年度における飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び給付費に係る国負担の費用について、政府は、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金等及び租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の歳出及び歳入全般の見直しにより財源を確保することとし、令和 9 年度の予算編成過程において行う予算編成改革の具体化の状況を踏まえて結論を得る」（消費税大綱 p. 15）としている。

以下では、消費税大綱をもとに飲食料品消費税率引下げの事業者への影響につき解説する。

2. 消費税率引下げと事業者への影響概要

税率引下げの概要

消費税大綱では、「現下の物価の上昇に鑑み」（p. 2）、2027 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日にかけて飲食料品に係る消費税率を 8%から 1%に引き下げるとした。現在、飲食料品だけでなく、新聞の定期購読にも 8%の軽減税率が適用されているが、消費税大綱では、新聞の定期購読に係る税率は現行制度を維持するとした。

消費税大綱には、景気条項等は特に設けられておらず、2029 年 4 月 1 日には、飲食料品の消

² 本稿執筆時点で、中小企業によるレジ改修等の支援のために 781 億円、農家の支援のために 2,000 億円程度の予算措置を行う旨が報道されている。日本経済新聞「消費税減税のレジ改修などに 1118 億円、予備費支出を閣議決定」（2026 年 9 月 29 日）、日本経済新聞 電子版「消費税減税で減収補填、農家に売上高の約 5% を給付 政府検討」（2026 年 10 月 8 日）を参照。

費税率は1%から8%に引き上げるとしている。2026年7月30日の高市早苗総理大臣の記者会見においても、『財政の持続可能性』を実現し、『市場の信認』を確保していく観点からも、2年後には、私が責任を持って、確実に税率を元に戻してまいります」と述べている。

税率について整理すると、次の**図表2**のようになり、2027年4月1日から2029年3月31日にかけては消費税の税率が3種類となる。

図表2 消費税率の改正案

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
2027年3月31日 2027年4月1日	8%	8%のまま	10%のまま
2029年3月31日 2029年4月1日	1%に引下げ		
	8%		

(出所) 消費税大綱をもとに大和総研作成

事業者への影響概要

飲食料品の消費税率の改正による影響が大きいのは、飲食料品を取り扱う事業者である。ただし、その影響は、飲食料品の仕入・売上の両方がある「飲食料品小売店」など、飲食料品の仕入があり売上はほぼない「外食店」など、飲食料品の売上があり仕入はほぼない「農林漁業者」などの3つの業態により異なる。

図表3が消費税率の改正に伴う3つの業態ごとの事業者への影響と消費税大綱に示された対応策の概要である。概ね、事業者に生じるマイナスの影響に対しては対策を行うことが示されている。

図表3 消費税率の改正に伴う事業者への影響と対応策の概要

業態	業態		需要への影響	値札・レジ・会計・税務等の対応	改正直後のキャッシュフローへの影響	消費税の簡便計算に伴う利益への影響		
	主な仕入れ	主な売上				本則課税事業者	簡易課税事業者 (年間売上5,000万円以下)	免税事業者 (年間売上1,000万円以下)
飲食料品小売店	飲食料品 (8% → 1%)	飲食料品 (8% → 1%)	増加すると考えられる	対応が必要になる 法案成立前からの周知・総額表示義務の緩和・中小事業者へのレジ改修支援	比較的軽微	比較的軽微	比較的軽微	若干マイナスの影響
農林漁業者	肥料・農機具等 (10%)	飲食料品 (8% → 1%)			資金繰り支援 悪化する		本則課税事業者移行への税理士費用等の支援 マイナスの影響 個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みの導入	
外食店	飲食料品 (8% → 1%)	外食 (10%)	減少すると考えられる 資金繰り支援・多角化支援等		改善する		プラスの影響	

(注) 仕入税額：仕入時に支払った消費税額、売上税額：売上時に受け取った消費税額

イエロー：事業者への影響が比較的軽微なもの、ピンク：事業者にマイナスの影響を及ぼすもの、ブルー：事業者にプラスの影響を及ぼすもの、赤字：消費税大綱に示された対応策（主に対応するもの）

(出所) 消費税大綱をもとに大和総研作成

事業者が生じるマイナスの影響としては、主に、①外食の割高感が強まることによる需要の減少、②値札・レジシステム・会計・税務等の対応、③改正直後の当面の資金繰りの悪化、④消費税の簡便計算に伴う利益へのマイナスの影響、の4点が挙げられる。

①外食の割高感が強まることによる需要の減少は、飲食料品の消費税率が1%に引き下げられても外食の消費税率は10%が維持されるため、外食の割高感が強まることにより生じることが見込まれる。この点に対し、消費税大綱では、「特に、外食事業者については、テイクアウト等の多角化の支援を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援を講ずる」(p.6)としている。

②値札・レジシステム・会計・税務等の対応については、飲食料品を消費者に販売する事業者は値札改定やレジの改修が必要になるほか、飲食料品の仕入・売上について会計・税務上の取扱い変更に伴う対応が必要となる。なお、飲食料品を販売することがない事業者であっても、飲食料品の仕入はゼロでないことが多く³、会計・税務上の取扱い変更に伴う負担は一定程度生じる。この点に対しては、消費税大綱では、消費税率の引下げ・引上げの前後2カ月につき総額表示義務を緩和するほか、「消費税率の臨時的な引下げの円滑な実施に向けたスマートレジシステムへの移行やレジシステムの改修を行う中小企業等に対する支援を行う」(p.6)としている。国税庁は、2026年9月15日に消費税率引下げ特設サイト⁴を開設し、税制改正法案成立前の段階から改正案の内容につき周知に努めている。

③改正直後の当面の資金繰りの悪化については、事業者間の消費税の受渡しと税務署への納税時期のタイムラグによって生じる。事業者は、仕入時に仕入先に仕入代金と併せて消費税額(仕入税額)を支払い、売上時に売上先から売上代金と合わせて消費税額(売上税額)を預かる。農林漁業者の場合、飲食料品の消費税率が引き下げられると、仕入税額がほぼ変わらず、売上税額が減るため、当面キャッシュが流出しやすくなり資金繰りが悪化する。このため、消費税大綱では「飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける農林漁業者については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、資金繰りへの支援を行う」(p.6)としている。

飲食料品小売店は、仕入税額・売上税額ともに減るので、キャッシュフローへの影響は相殺され比較的軽微と考えられるが、締め日や支払期日の関係によっては資金繰りが悪化する可能性もある。この点に対し、消費税大綱では「食品事業者、外食事業者については、消費税率の引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等を行う」(p.6)としている。

④消費税の簡便計算に伴う利益へのマイナスの影響については、複雑な仕組みであるため、簡易課税事業者につき3章で、免税事業者につき4章で、それぞれ解説する。

³ 弁当や茶菓、贈答品などとして飲食料品の仕入が生じる。

⁴ 国税庁 [消費税率引下げ特設サイト](#)

3. 簡易課税事業者への影響

消費税は最終消費者への転嫁が予定されている間接税であり、事業者は直接負担しないことが原則である。本則課税の事業者であれば、「売上税額－仕入税額」と実際の税務署への納付額・還付額（プラスであれば納付、マイナスであれば還付）はほぼ一致する。このため、（消費税率の引下げによる需要の影響を考慮しなければ）消費税率の引下げによる事業者の利益への影響は比較的軽微である。

ただし、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から、基準期間（2 年前）の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者には簡易課税制度の選択適用が認められ、同 1,000 万円以下の事業者は原則として消費税を免税としている。

簡易課税事業者・免税事業者は「売上税額－仕入税額」と実際の税務署への納付額・還付額に差異が生じることがあるため、消費税率引下げによってもその差異が変動し、事業者の利益に影響を及ぼすことがある。

農林漁業者は簡易課税のままだと負担増となり、対策も講じられる

簡易課税事業者は、仕入税額につき実際の仕入税額を積み上げるのではなく、「売上税額×みなし仕入率」によって計算する。みなし仕入率は事業区分ごとに定められており、例えば小売業や飲食料品の譲渡を行う農業・林業・漁業は 80%、飲食店業は 60%である（後掲図表 5 参照）。

簡易課税の仕組み上、「売上税額×みなし仕入率」は「売上税額」を上回らないため、簡易課税事業者は消費税の還付を受けることはできない。

簡易課税事業者で最も大きな影響を受けるのは、農林漁業者である。図表 4 は、簡易課税事業者である農林漁業者につき、売上を全て飲食料品（軽減税率）、仕入を全て標準税率品目として簡略化した上で、改正による影響を試算したものである。

図表 4 簡易課税事業者の農林漁業者への税制改正影響試算

	実際の売上税額 (A)		実際の仕入税額 (B)		簡易課税の仕入税額 (C)		実際の売上税額と仕入税額の差 (A-B)	簡易課税の下での納税額 (A-C)	本則課税の場合の納税額 (A-B)
	金額	計算式	金額	計算式	金額	計算式			
① 現行制度	160万円	2,000万円×8%	128万円	1,280万円×10%	128万円	160万円×80%	32万円	32万円	32万円
② 単に税率を下げるだけの場合	20万円	2,000万円×1%	128万円	1,280万円×10%	16万円	20万円×80%	-108万円	4万円	-108万円（還付）
③ 改正案実施後	20万円	2,000万円×1%	128万円	1,280万円×10%	20万円	売上税額20万円と同額	-108万円	0万円	-108万円（還付）

本則課税に移行することが困難な事業者につき、個別の売上高を踏まえた金額を給付する制度を導入

本則課税事業者に移行する際の相談対応や、税理士費用等の経費に対する支援

（注）①②③ともに、売上は税抜 2,000 万円（すべて飲食料品）、仕入は税抜 1,280 万円（すべて標準税率品目）と仮定した。

（出所）消費税大綱をもとに大和総研作成

売上が税抜 2,000 万円、仕入が税抜 1,280 万円である場合、①現行制度における実際の売上税額は $2,000 \text{ 万円} \times 8\% = 160 \text{ 万円}$ 、実際の仕入税額は $1,280 \text{ 万円} \times 10\% = 128 \text{ 万円}$ である。簡易課税制度では売上税額の 160 万円にみなし仕入率 80% を乗じた 128 万円が仕入税額となるが、この例では、実際の仕入税額と一致している。現行制度におけるこの事業者の消費税の納税額は、実際の売上税額（160 万円）から簡易課税の仕入税額（128 万円）を差し引いた 32 万円となり、この例では、実際の売上税額と仕入税額の差と一致している。

ここで、②単に税率を下げるだけの場合、実際の売上税額は $2,000 \text{ 万円} \times 1\% = 20 \text{ 万円}$ に減少する。実際の仕入税額は 128 万円で変わらない一方、簡易課税制度では売上税額の 20 万円にみなし仕入率 80% を乗じた 16 万円が仕入税額と計算される。この場合、事業者は実際の売上税額（20 万円）よりも実際の仕入税額（128 万円）の方が 108 万円多く、108 万円の消費税を持ち出すことになる。本則課税の場合は、実際の売上税額と仕入税額の差に基づいて納税額を計算し、仕入税額の方が多い場合は差額の還付を受けられるため、消費税は事業者の負担にはならない。しかし、簡易課税制度の下ではこの事業者は 4 万円の納税が必要となり、実際の売上税額が仕入税額に不足する 108 万円の消費税の持ち出しに加えて、プラス 4 万円の納税が必要となり、計 112 万円が事業者の負担となってしまう。

そこで、消費税大綱では「簡易課税制度において可能な最大限の対応」（p. 4）として、簡易課税制度において、飲食料品の譲渡に対応する仕入税額は売上税額と同額とみなす特例を設けることとした（後掲図表 5 参照）。これにより、③改正案実施後は、簡易課税の下でも税務署への消費税の納税は不要となるが、仕入による 108 万円の消費税の持ち出しの負担は残る。

このため、消費税大綱では、「特に本則課税に移行することが困難な簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者については、第一次製品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入することとし、現場の納得感のある対応に万全を期す」（p. 6）とした。

前述の通り、そもそも簡易課税事業者が本則課税事業者に移行すれば、売上税額と仕入税額の差に基づいての納税または還付となる。しかし、仕入税額の正確な経理が必要となり事務負担も生じる。このため、消費税大綱では「簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者が本則課税事業者に移行する際の相談対応や、税理士費用等の経費に対する支援を行う」（p. 6）とした。

また、通常、簡易課税の適用を受けるか否かの税務署への届出は、課税期間（個人は暦年・法人は事業年度）の開始前に行わなければならないが、かつ、2 年間は変更できない規定（2 年縛り）があり、現行制度のままではこれらの規定によって本則課税に移行できない事業者が生じることになる。このため、消費税大綱では、2027 年 4 月 1 日の属する課税期間については、課税期間開始後でも課税期間の末日までは簡易課税から本則課税への移行を届け出ることができ、かつその場合には「2 年縛り」を適用しないこととした。

飲食料品の売上以外の「みなし仕入率」は維持される模様

なお、消費税大綱では、飲食料品の売上に対応するもの以外についてはみなし仕入率の改正につき述べられておらず、事業区分ごとのみなし仕入率は維持されるものと考えられる⁵。従って、簡易課税事業者のみなし仕入率の改正案は以下の**図表 5**のようになると想定される。

図表 5 簡易課税事業者のみなし仕入率の改正案

事業区分	業種	現行	改正案	
			飲食料品の売上 に対応するもの	左記以外
第1種事業	卸売業	90%	100% (売上税額と 同額)	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業に限る）	80%		80%
第3種事業	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業	70%		70%
第4種事業	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業（飲食店業を含む）	60%		60%
第5種事業	運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当するものを除く）	50%		50%
第6種事業	不動産業	40%		40%

（出所）消費税大綱をもとに大和総研作成

簡易課税事業者の外食店では利益が増加する面も

事業区分ごとのみなし仕入率が維持されると仮定すると、簡易課税事業者である外食店では、「売上税額×みなし仕入率」で計算される仕入税額が実際の仕入時に支払った仕入税額より多くなり、利益の押し上げ要因となる。

図表 6は、簡易課税事業者である外食店につき、売上を全て外食（標準税率）、仕入を全て飲食料品（軽減税率）として簡略化した上で、改正による影響を試算したものである⁶。

図表 6で、売上が税抜 2,000 万円、仕入が税抜 1,500 万円である場合、現行制度における実際の売上税額は $2,000 \text{ 万円} \times 10\% = 200 \text{ 万円}$ 、実際の仕入税額は $1,500 \text{ 万円} \times 8\% = 120 \text{ 万円}$ である。簡易課税制度では売上税額の 200 万円にみなし仕入率 60%を乗じた 120 万円が仕入税額となるが、この例では、実際の仕入税額と一致している。現行制度におけるこの事業者の消費税の納税額は、実際の売上税額（200 万円）から簡易課税の仕入税額（120 万円）を差し引いた 80 万円となり、この例では、実際の売上税額と仕入税額の差と一致している。

⁵ 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室が 2026 年 9 月 15 日に公表した「[飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げに関する Q&A](#)」の問 3-6 においても、飲食料品の売上に対応するもの以外のみなし仕入率が変更されない前提で「飲食料品の譲渡とそれ以外の事業を営む場合の計算例」が示されている。

⁶ 実際には、外食店においても、設備や備品など標準税率に該当する品目の仕入も必要となり、標準税率に該当する品目の仕入があると、改正による利益への影響はこの例よりも小さくなる。この例は、改正による影響を理解しやすくするために簡略化した試算である。

図表 6 簡易課税事業者の外食店への税制改正影響試算

	実際の売上税額 (A)		実際の仕入税額 (B)		簡易課税の仕入税額 (C)		実際の売上税額と仕入税額の差 (A-B)	簡易課税の下での納税額 (A-C)
	金額	計算式	金額	計算式	金額	計算式		
現行制度	200万円	2,000万円×10%	120万円	1,500万円×8%	120万円	200万円×60%	80万円	80万円
改正案実施後	200万円	2,000万円×10%	15万円	1,500万円×1%	120万円	200万円×60%	185万円	80万円

(注) 現行制度・改正案実施後ともに、売上は税抜 2,000 万円（すべて外食）、仕入は税抜 1,500 万円（すべて飲食料品）と仮定した。

(出所) 消費税大綱をもとに大和総研作成

改正案実施後は、飲食料品の消費税率の引下げに伴い、実際の仕入税額が $1,500 \text{ 万円} \times 1\% = 15 \text{ 万円}$ に減少する。このため、実際の売上税額と仕入税額の差は 185 万円となる。ただし、簡易課税の仕入税額は売上税額の 200 万円にみなし仕入率 60% を乗じた 120 万円のままとすると考えられる。したがって、簡易課税制度における事業者の消費税の納税額は 80 万円のままとなり、実際の売上税額と仕入税額の差の 185 万円との差分の 105 万円は事業者の利益を押し上げると考えられる。

外食店全体が飲食料品の消費税率の引下げによる需要の減少が見込まれる中、簡易課税事業者である外食店に生じる利益はその補填と捉えることもできる。ただし、簡易課税を適用できない外食店にとって競争条件上の不利が生じると考えられる。

簡易課税事業者の飲食料品小売店における利益への影響は比較的軽微

飲食料品小売店においては、仕入・売上ともに大部分が飲食料品となり、実際の売上税額と仕入税額はともに減少する。

簡易課税の計算においては、仕入税額を「実際の売上税額×みなし仕入率」で計算する。このため、現行制度において、実際の仕入率が「みなし仕入率」を下回り、実際の仕入税額と簡易課税の計算上の仕入税額に差が生じていることがある。この場合、消費税率の引下げによってその差額が縮小し、現行制度と比べ利益が減少する可能性がある⁷。ただし、前述の通り、消費税大綱では、飲食料品の売上に対応する仕入税額を売上税額と同額（みなし仕入率 100%）とすることとしており、この点も考慮すると、改正案実施による利益への影響は比較的軽微と考えられる。

図表 7 は、簡易課税事業者である飲食料品小売店につき、売上・仕入を全て飲食料品（軽減税率）として簡略化した上で、改正による影響を試算したものである⁸。

⁷ 実際の仕入率が「みなし仕入率」を上回る事業者においては、消費税率の引下げによって現行制度と比べ利益が増加することとなる。ただし、2012 年 10 月の「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書」によると、簡易課税制度は、主に実際の仕入率が「みなし仕入率」を下回る事業者が利用することが多く、実際の仕入率が「みなし仕入率」を上回る事業者は本則課税を選択していることが多いことが報告されている。

⁸ 実際には、飲食料品小売店においても、設備や備品など標準税率に該当する品目の仕入も必要となり、改正による利益への影響は仕入の構成等によって異なる。この例は、改正による影響を理解しやすくするために簡略化した試算である。

図表 7 簡易課税事業者の飲食料品小売店への税制改正影響試算

		A		B		C		D	E	F
		実際の売上税額		実際の仕入税額		簡易課税の仕入税額		実際の売上税額と仕入税額の差 (A-B)	簡易課税の下での納税額 (A-C)	DとEの差分
		金額	計算式	金額	計算式	金額	計算式			
事業者 α (みなし仕入率 = 実際の仕入率)	現行制度	160万円	2,000万円 × 8%	128万円	1,600万円 × 8%	128万円	160万円 × 80%	32万円	32万円	0円
	改正案実施後	20万円	2,000万円 × 1%	16万円	1,600万円 × 1%	20万円	売上税額 20万円と同額	4万円	0万円	4万円
事業者 β (みなし仕入率 > 実際の仕入率)	現行制度	160万円	2,000万円 × 8%	120万円	1,500万円 × 8%	128万円	160万円 × 80%	40万円	32万円	8万円
	改正案実施後	20万円	2,000万円 × 1%	15万円	1,500万円 × 1%	20万円	売上税額 20万円と同額	5万円	0万円	5万円

(注) 現行制度・改正案実施後ともに、売上は事業者 α・βともに税抜 2,000 万円 (すべて飲食料品)、仕入は事業者 αが税抜 1,600 万円、事業者 βが税抜 1,500 万円 (ともにすべて飲食料品) と仮定した。すなわち、実際の仕入率は、事業者 αが 80% (=1,600 万円/2,000 万円)、事業者 βが 75% (=1,500 万円/2,000 万円) である。

(出所) 消費税大綱をもとに大和総研作成

図表 7 において、現行制度でみなし仕入率と実際の仕入率が一致する「事業者 α」は、現行制度において、「実際の売上税額と仕入税額との差」は「簡易課税の下での納税額」に一致している。改正案実施後は、事業者 αにおいては、簡易課税の仕入税額が売上税額と同額となるため、簡易課税の下での消費税の納税額がゼロとなり、改正前と比べて 4 万円利益が増加する計算になる。

一方、実際の仕入率がみなし仕入率よりも低い「事業者 β」は、現行制度において、簡易課税の仕入税額が実際の仕入税額よりも 8 万円多く計算されることとなり、この差額は結果的に事業者の利益となっている。改正案実施後は消費税率が引き下げられるため、簡易課税の仕入税額と実際の仕入税額の差は 5 万円に縮小し、現行制度と比べて 3 万円利益が減少することとなる。

4. 免税事業者への影響

基準期間 (2 年前) の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は原則として消費税が免税となる。

免税事業者であっても、課税事業者からの仕入には消費税 (仕入税額) を支払う必要がある。免税事業者は仕入税額につき税務署から還付を受けることができない⁹。ただし、「免税事業者であっても、仕入の際に負担した消費税相当額を取引価格に上乗せして請求することは適正な転嫁として、何ら問題はありませぬ」¹⁰とされている。

このため、仕入に係る税率と売上に係る税率に大きな差がないのであれば、免税事業者は (競争相手となる) 課税事業者の税込価格と照らして、遜色ない販売価格を設定することにより、仕入の際に負担した消費税相当額を買い手に転嫁できるものと考えられる。

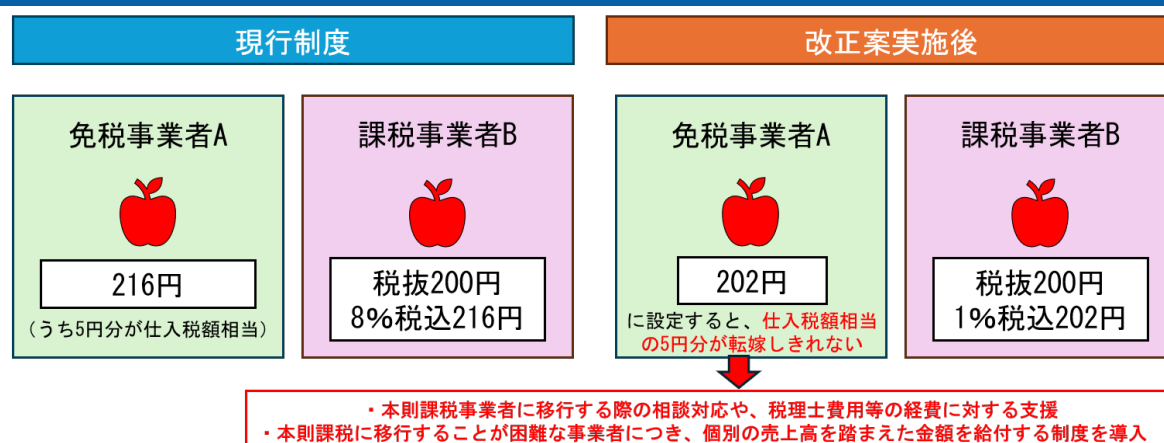
⁹ 消費税が免税されているのだから、売上税額から仕入税額を控除することもできない。

¹⁰ 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」(平成 30 年 6 月 (令和 8 年 5 月改訂)) 問 26-2 より引用

しかし、飲食料品の消費税率が 1%まで引き下げられると（競争相手となる）課税事業者の税込価格と税抜価格にほとんど差がなくなる。このため、免税事業者である農林漁業者は仕入の際に負担した消費税相当額の買い手への転嫁が困難となる。

図表 8 は、りんごを生産し消費者に販売する免税事業者 A の制度改正の影響を簡略化した例で試算したものである。

図表 8 免税事業者の農家への税制改正影響試算



(注) 現行制度・改正案実施後ともに、免税事業者はりんごを年間 2 万個生産し、仕入は税抜 100 万円（消費税 10 万円）とし、りんご 1 個あたりの仕入税額は 5 円と仮定した。

(出所) 消費税大綱をもとに大和総研作成

現行制度において、免税事業者 A が、肥料や農機具等の仕入に税抜 100 万円（消費税 10 万円）がかかっているとする。免税事業者 A は仕入税額の 10 万円の控除・還付を受けることはできないが、その金額はりんご 1 個あたり 5 円分（＝10 万円／2 万個）であり、この分を販売価格に上乗せすることができれば仕入税額は免税事業者 A の実質負担とはならない。例えば、免税事業者 A が販売価格を課税事業者 B の税込価格と同じ 216 円に設定し、価格に 5 円分の仕入税額相当を織り込むことができれば、仕入税額は免税事業者 A の実質負担とはならない。

改正案実施後は、課税事業者 B の税込価格が 202 円に下がる。その際、免税事業者がこれまで通り 216 円の販売価格を維持することが難しく、202 円に引き下げるとすると、（販売価格 216 円のときは織り込めていた）5 円分の仕入税額相当を転嫁しきれなくなる。

そこで、消費税大綱では、本則課税に移行する事業者に対しては移行のための支援を行い、本則課税に移行することが困難な農林漁業者に対しては個別の売上高を踏まえた金額を給付する制度を導入とした。

免税事業者は自ら課税事業者となることを選択することもできるが、通常、その届出は（事業を開始した最初の課税期間を除き）課税期間の開始前に行わなければならない。現行制度のままではこれらの規定によって課税事業者に移行できない事業者が生じることになる。このため、消費税大綱では、2027 年 4 月 1 日の属する課税期間については、課税期間開始後でも課税期間の末日までは課税事業者となる届出を行えるようにしている。

免税事業者の外食店はプラス、飲食料品小売店は若干マイナスの影響

免税事業者の外食店は、制度改正により仕入税額が減少するため、（需要への影響を考慮せず、販売価格を維持できるのであれば）利益にプラスの影響を受ける。

免税事業者の飲食料品小売店は、農林漁業者と同様に、売上時に競合する課税事業者の税込価格が下がるため、販売価格を下げざるを得ず、仕入税額の転嫁が現行制度より困難になると考えられる。ただし、農林漁業者と異なり、飲食料品小売店は仕入税額も減少するため、農林漁業者よりは利益へのマイナス影響は小さくなると考えられる。

【以上】